

## 平成29年度第3回行政改革審議会

- 1 日時 平成29年10月31日(火) 14時00分から16時20分
- 2 場所 福岡県庁 特1会議室(10階)
- 3 出席委員 8名
- 4 会議次第  
外部評価
- 5 議事

事務局：それでは全員お揃いですので、ただ今から第3回福岡県行政改革審議会を始めさせていただきますと思います。本日、井上委員、緒方委員、加留部委員、勢一委員、林田委員、藤田委員、壬生委員からは、ご欠席のご連絡をいただいております。

それでは、この後の議事については、利島会長よろしく申し上げます。

会長：それでは、本日の審議に入ります。本日の議題は、お手元に配布の次第のとおりでございます。事務局から説明をお願いします。

事務局：本日外部評価として9つの事業についてご審議いただきます。前回同様1事業ずつご説明させていただき、ご審議いただきたいと思います。なお、前回の第2回行政改革審議会において私どもの方で行政改革大綱の実施状況についてご説明いたしましたけれども、その際「教育事務所の再編」に関する事項につきまして、県費負担教職員の給与事務が政令市へ移譲されたことに伴って、教育事務所の人員や体制をどのように構築しようと考えているのかといったご指摘がございましたので、このことにつきまして外部評価に先立ちまして教育庁総務課から説明させていただきます。その後、外部評価に移りたいと思いますのでよろしくお願いたします。

(県側説明) 行政改革大綱の実施状況について(「教育事務所の再編」)

会長：はい、ありがとうございました。ただ今の説明について、何かご質問ございましたか。

委員：今年度で移譲になった経費って全部でいくらになるんですか。移譲対象経費は。

県側：教員の給与等も含めてでございますね。

委員：はい。

県側：昨年度の決算ベースになりますけれども1,104億円。

- 委員：1, 104億円ですね。そのうち事務経費相当分はだいたいどのくらいだと見込んでいますか。
- 県側：そこまでは算定いたしておりません。
- 委員：分からないけど、常識的に見て5人で済むような額じゃないですね。
- 県側：先ほど申しあげましたように、元々教育事務所が担っていた事務というのが諸手当の認定等に関わる審査業務ですね、政令市の方は今回新たにいわゆる義務制の学校の先生方の給与制度を。
- 委員：政令市のことは聞いていなくて、県のことを聞いています。県の分1, 104億円がなくなりましたよね。そうすると1, 104億円の中にはもちろん給与分もありますけど、その中には一定の事務経費を見込んでいますよね。その事務経費がだいたいいくら相当なのかと、見込んでいないにしても母体が大きいから凄い額で、通常は職員5人くらいでは済まない額がなくなっているはずですよね。
- 県側：そういった意味でいいますと、元々教育事務所で担っていた職員、事務に相当していた職員が私どもの方では5名という風な形で事務量を算定していて、事務量のほうからいった形になります。
- 委員：だから、それはなくなった財源分に見合っているのかどうなのかという質問ですね。要するに、金はなくなったけど職員は残っていて、その分事務経費だけはかかり続けているという状況になっていませんか。
- 県側：そういう面でいけば私どもとしては、実際に事務処理を行わないこととなった人数がその人数でございますので、私どもとしてはそれが合っているのではないかと考えているところでございます。
- 委員：でも、実際分からないですね。
- 委員：先ほど説明された時に、給与計算は両政令市で計算していたということで、実質1, 104億円というのは計算する人材は、政令市の方でやっていたということですか。だから、この金額に見合う事務というのは、両政令市でかなり背負っていたという部分があるということですか。
- 県側：そうですね。
- 委員：そこが少しあるんですかね。
- 委員：二重になっていた事務なんですけど。
- 県側：そういう意味では、政令市で決定された分を再度教育事務所の方で適正に支出がされるかどうかのチェックをしておったということですから、ある意味二重チェックといえばそういった形になるのかと、その部分について今回事務を全く政令市の方に移管してしまうという形にしております。
- 会長：よろしいですか、ちょっと釈然としませんけども。
- 委員：全く釈然としませんけど、しかもいわゆる交付税の留保財源分も考えたら、相当な額が動いていますよね。その分は県全体でどういう風にカバーしていくという

ことになっているのですかね。

会 長：1, 104億円が正しいのかどうか、これは正しいのですかね。

県 側：これはですね、教職員の給与額がほとんどですね。今、政令市で雇われている先生方の人件費が1, 100億位県の予算から政令市に移るという形になりますので、元々それが1, 100億という数字になります。

委 員：私はまだよく分からなくて、さっきの5人というのは事務の方ですよ。それで、今言われたたくさんの億単位の額、これは何人の先生のことを言われているのですか。

県 側：例えばですね、大まかに言いますと11, 000人ほど。福岡市の方で6, 500人程、それから北九州で4, 600人程です。これがいわゆる政令市の方が雇っている小学校や中学校の先生方になります。

会 長：ということは、それが1, 100億円ということ。

県 側：そうです。その分の給与が1, 100億円という形でご理解いただければと思います。

委 員：県がやっていた事務というのは単なるチェック機能みたいなもので、それ程事務量はなかったということで理解していいのですか。

県 側：例えば単純に言うと今おっしゃったような11, 000人分をチェックしておりまして、政令市が決定されたものについてそれが合っているかどうかのチェックをしていたという意味では、ある程度の事務はあった。それを今で言いますと5人の方で11, 000人分の処理をしていたという形で捉えております。

会 長：基本的には先生の数を少なくしようとしているの。それに関わる間接的なコストを削減しようとしているのですか。

県 側：教員の数自体は、これは例えば学級数が変わったり、生徒数が変わったりということによって毎年度変更しています。

会 長：それは扱えない訳でしょ。

県 側：そうですね。それで、今回で言えば県の方が担っていた二重になっていた部分について、事務所の分では削減するという形になるかと思います。

会 長：じゃあ今の1, 100億円というのはここではあまり関係ない話ですね。

県 側：そうですね。教員の給与ですから。

会 長：職員費がそれだけかかっているというような、ここでいう削減というのはその管理をしているコストを下げようと。

県 側：はい、そういうことですね。その分の直接的に事務に従事していたのが私どもでは5名と算定しておりまして、その分を無くしてしまうということが今回の考え方でございます。

委 員：元々とても大きい額の話だから少し難しいのですが、凄い額が入っているので、当然元々はそれに対しての一定の割合の事務経費というものもこの中に入っている

訳ですよ。ところが、今言ったように桁違いの大きい額なので、単純に事務経費1割とか2割付いていたら凄い額なので、そんな額は元々付いていないのですが、しかしその必ず事務処理コストも中に入っているし、それから1,100億円分の措置をした中には、留保財源分という自由に使えるお金も中に入っていて、今回それが全部なくなった時に結局今までやってきた事務経費分がどのくらい実際上あっていて、それに見合った削減をしているかというのが非常に大きい話なんです。それで、通常考えると1,100億円もあったのに対して、たかが5人位の事務経費で本当に済むのかと、そうは思わなくてその分一般財源を余計に食っているのではないかという心配があるので聞いたんですけど。今の話だとそこはちょっと確信が持てないということですよ。

会 長：違う言い方をすると、1,100億円の中に事務経費は一切ないのかと。教員の方のみのコスト。

県 側：1,100億円という意味でしたら教員の給与ですね。それで元々今おっしゃった教育委員会事務局の職員の数、これに対しての人員費については県で当然措置している分でございますので、これはまさに県の単独の費用だと思います。その分から5名分が政令市の給与事務を担当していたものですからこの分を減らしたという形で私どもは整理をしたというところでございます。今おっしゃられた意味から言うと私どもとしてはその5人というのが適正な数字であると、事務量及び金額的にもそれに見合う人員費として適切であると考えております。

会 長：何人中の5人なんですか。

県 側：福岡教育事務所、北九州教育事務所合わせて11名給与担当者がいまして、その分から5名。

会 長：ということは半減するという意味ですね。

県 側：失礼しました、12人ですね。申し訳ございません、私どもの感覚からするとこれはかなり削減したというイメージで捉えております。

会 長：それと同じ方法で他にもやれば相当減りそうな気もするけど、これだけ思い切って減らしたということですかね。

県 側：そうですね、はい。

会 長：それだけ無駄がものすごくあったということですね。

県 側：他の県はあまりそこまでは減らしていないと聞いております。1名とか2名程度、同じ様なレベルの県であればその程度であると聞いております。ただ、元々システムが違うと思いますから一概には言えないとは思いますが。

会 長：はい、よろしいですか。半減と言った方がよっぽど分かりやすいのだけど、半減するというのは凄い効率化だから同じことを他もやったらどうかとかそれはできないとか言ってみればいっぱい色々ありますね。分かりました、これはこういうことでよろしいですか。ただ今の説明で済んだということにしたいと思いま

す。それでは次に移りたいと思います。

事務局：それでは、外部評価に移ります。まず、「ふくおかスポーツ振興プロジェクト事業」についてでございます。スポーツ振興課から説明させていただきます。

(県側説明)

① ふくおかスポーツ振興プロジェクト事業

会 長：ありがとうございました。この件につきまして、何かご質問やご意見はございませんか。

委 員：2点よろしいでしょうか。1点目は意見といいますか事実関係の整理なんです、今日配付いただいた補足資料の2ページ目、ラグビーワールドカップに関して、事前キャンプと公認キャンプは明確に違っておりまして、ここに記されているのはあくまで事前キャンプの話でして、公認キャンプに関しては組織委員会ががっちりグリップして、個別の市町村が交渉してはいけなくなっており、来月以降に順次決まっていくことかと思えます。公認キャンプ地は宗像市や他に手を挙げているところがありますので、もし今後資料を作成される時に、そこを明確に分けて整理された方がいいかなということが1点です。もう1点なんです、事業評価書の大規模国際大会キャンプ地誘致事業ですが、今年行橋市においてメキシコのビーチバレーのキャンプの誘致を巡って若干トラブルがあった、スムーズにいかなかった部分があって、協定書まで取り交わしたのが白紙撤回になったということがありました。それについて県としてどのあたりに問題があったとお考えで、それを踏まえてどのような点を改善されようとお考えかということをお教えいただきたいと思えます。

県 側：ご指摘のとおり、行橋市がメキシコのビーチバレーの競技を呼びたいという訳で、メキシコのバレーボール協会と交渉してまいりました。その経緯でございますが、メキシコには福岡県人会があり、福岡県人会の世界大会は、数年に1回開催する訳ですが、そこに福岡県としても参加させていただいて、その機会にメキシコのオリンピック委員会を訪問させていただきました。メキシコのオリンピック委員会にお尋ねしたところ、キャンプの決定権は競技団体にあるという話をいただきました。そこで、我々はこれから競技団体の方々に話をさせていただくがよろしいかと確認を取った上で、ビーチバレーを希望しているバレーボール協会にアクセスをしたのが発端です。その後、一方で、ある自治体がメキシコのオリンピック委員会と交渉されて、その中でどのような条件を提示されたかわかりませんが、そういうことならオリンピック委員会全体としてキャンプをやってみようという方向へシフトされたと聞いています。それまでの大会ではメキシコはそれぞれの競技が決めていたということもありまして、我々もオリンピック委員会から話をいただき

ましたし、バレーボール協会に聞いても「これは我々が決めることなんだ」という話でしたのでそのつもりで交渉してきて、実際にバレーボール協会の会長さんが来られて視察をされて、その後バレーボール協会と行橋市と県バレーボール協会と県、四者で調印をしました。ところが一方でオリンピック委員会が全体としてやるんだということを決めて、ある自治体と仮調印したというところがありまして、オリンピック委員会とメキシコのバレーボール協会との間で話をします、これは我々が決めることだと思っているので話をしてきますと行かれた訳ですね。それで結果として「ごめん、駄目になった」というのが結論であります。我々としては瑕疵があったとは考えておりませんので、オリンピック委員会も相談した上でそのようにしたものですから、どうなっているのという思いは行橋市もある訳ですが、それがこれまでの状況です。今後どのようにしていくかということでもありますので、今後は相手国のオリンピック委員会それからスポーツを所管する省庁、日本でいえばスポーツ庁であります。そういったところと対象とする競技団体、そういったところに大丈夫かと確認を取った上でしっかりと調印していくことと、そのことを国の組織でいえばJOCがオリンピック委員会になりますので、日本オリンピック委員会にも報告しながら、そういったダブルブッキングのようなものが無いようにしっかりとやっていくということで考えています。

会 長：このふくおかスポーツ振興プロジェクト事業というのはオリンピックばかりするわけ。

県 側：いえ、違います。

会 長：今のはトピックスとしてオリンピックがある訳ですね。それとラグビーが。

県 側：そうですね。オリンピックとラグビーが。ただ、スポーツ振興プロジェクト事業というのがオリンピック、パラリンピック、ラグビーの日本開催が決定してからスタートした事業でありまして、これを機に大会までの間、盛り上げをしていこうという事業でございまして、大会までを一応。

会 長：それが終わったらこの事業は無くなる。

県 側：基本的にはこの事業のスキームとしては無くなるだろうと考えています。

会 長：スポーツ振興というのはどこかでやっている訳。

県 側：うちでやっています。これ以外にも色々なスポーツ振興事業というものはやっています、その中でオリンピック、パラリンピック、ラグビーを取りあげて、この機会に気運を醸成していくのがこの事業です。

会 長：特別なものということですね。

県 側：そうですね。

会 長：他にございませんか。無いようでしたら、これで終わりたいと思います。

事務局：続きまして、「ふくおか女性いきいき事業」についてでございます。男女共同参画推進課から説明させていただきます。

(県側説明)

② ふくおか女性いきいき事業

会 長：はい、ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、何かご質問やご意見ございませんか。

委 員：具体的に今後企業向けの管理職のスキルと地域リーダーということに展開していくということなのですが、中身はどういう形を想定しているのですか。

県 側：企業向けにつきましては、やはりリーダーとしての行動力とか知識、これを身に付けるというのが内容のひとつでございます。もうひとつの特徴といたしましては、やはり企業で働く方ということで、男女かかわらずということになるのですが、特に女性だから管理職になるといったことではなくて、企業の経営者の右腕に将来なれるような、そういう育成を考えているところでございます。今、考えておりますのが、生産性が日本の企業におきましてはまだまだと言われておりますので、演習の題材といたしまして生産性を上げるための、例えばITの活用、それから経営の企画、計画を立てる、そういったところからひとつ、何か自分で演題を見つけまして、それについて研鑽を重ねていくというような具体的なものを取り入れようと考えております。

委 員：地域の方はどういう風にされるつもりですか。

県 側：地域の方は、地域における固定的な役割分担、いわゆる男性は仕事、女性は家庭といったような考え方を、例えば市町村の審議会の委員になって、もしくは団体の活動のその長になって、地域で活躍をしていただく、そのために必要な、いわゆる地域の女性の方が一番課題と考えておられる、例えばコミュニケーション能力とかプレゼンの資料作り、それからプレゼン能力、こういったところを今よりもさらに厚く講座の中に取り入れていきたいと考えております。

委 員：伺ってほしいフレームが分かったのですが、今までの企業推薦というか団体推薦で研修に行ってそしてスキルを上げて、昇進、昇任したりということで、力をつけるということだけではなくて、企業からある程度応援してもらう仕組みは非常に良い仕組みなので残していきながら次の展開にしないと、力ばかりつけても、やはり企業の中で働くということも認知されるという形を残していったほうが、せつかくよい仕組みを作られているので思ったのですが。それともうひとつが地域の方がコミュニティ能力、私も北九州で地域リーダー育成ということでやってきたのですが、コミュニティレベルで女性が意思決定過程に入っていくのはなかなか難しい。地域の方の壁が非常に高い、男性の意識の固定的役割とおっしゃられたようにあるので、そこはかなり戦略的にやらないとできないかなと思います。というのは今防災の視点からの避難所の運営について、やはり女性の意

思決定過程への参画がなかったために避難所運営がうまくいかなかったということがまだまだ解決できない課題としてあるので、特に災害が非常に頻発していますのでそこはちょっと力を入れて、少しフレームワークというか少し地域の中で、審議会というよりも地域の中で意思表示できるような視点をもう少し考えていかれた方が、お題目でコミュニティ能力というのではなくて地域の中から推薦してもらって、参加してもらって、そしてもう一回地域に帰すとかですね、今までのスキームが非常に良いので、地域のところについても検討されたほうが良いのかなという感じがしております。

県側：ありがとうございます。今、ご指摘いただいた避難所いわゆる災害時の対応なのですが、これにつきましては私どもの課の方で今年度から事業化させていただきまして、来年の1月から県内4地区で避難所対応、避難所における女性の視点を活かした対応力講座というものを実施させていただくようにしております。また、そこで色々と課題または成果等が出てくると思いますので、それをまた次年度以降の地域の女性の能力向上のための講座のほうに活かしていければと考えております。ありがとうございます。

会長：他にございませんか。

委員：このふくおか女性いきいき塾は、私も何度も行かせていただいて非常にすごく良いロールモデルになっているんじゃないかという気がするんですね。それで、この事業がなくなってしまうのが残念なくらいで、特に成果発表で塾生の方々のプレゼンとかが非常に素晴らしいというものに、色々なところから評価されているという風に感じます。ただ中身をよく見ると企業の中で働く人、地域のコミュニティとか色々なところでの視点多いと思うのでそこは分けて考えていかれるとすごく良いかと思います。もうひとつコミュニティのところでは先ほどおっしゃったみたいに女性が女性の視点で考えていく防災とかいろんなことがあると思うんですけど、そこは女性だけではなくてもう少し男性の中に女性が入っていった意見を言って、そこにコミュニケーション能力であったり、色々プレゼン能力をつけていくことで力をつけていっても、そこで理解できるような男性陣とか地域のまだまだ実働で働くのは女性だったりするのですが、その長になる人が男性であったりするところが非常に多い気がするので、そういう人たち向けの、コラボレーションするとか、言葉がちょっとうまく見つからないですが、そういったところはもっともっと必要であって、こちらからの女性のもう少し能力を上げていくとか、そういった視点で考えるとなかなかその中でも声をあげていける人はほんの一握りだと思うんです。そうすると出る杭は打たれるのか、例えばコミュニティの中だと、近所で長く暮らす人たちですので、出て行くことであその奥様はとか、そういうコミュニティだとすごく身近に感じるんですね。そうならないような地域の街づくりというのが非常に大切だなと感じるので、そういう



意味では女性だけのというよりは地域の男性陣を巻き込んだ方が私は別の事業では必要でないかと思っているのと、もうひとつは企業向けなんですけど、企業向けもいきいき塾の中身を見させていただくと非常に大きな企業と中小零細企業の方々もたくさんいらっしゃってその中で一緒にやっているとすごく難しい。それは、男女共同参画が社会の中でも会社の中でも同じようにみんな勉強していくわけじゃないですか。その中でもやはり会社の規模だったり全然違ってくると思うんですね。会社の規模だったり、そこに合ったスキームでやっていかないと、じゃあ何でうちの会社はできないんだろうとか、あれはやっぱり大企業だからできることだ、とかまだ格差というか、そういうのがずっと起こっていて、男性陣の経営者に聞いてもいつも思うんですけど、色々な制度ができてそれを使えるのは大企業だけだということになってくるので、いくら女性がたくさん学んで、もっと女性が活躍したいといっても会社の中でなかなか認められない。そこを会社規模に応じたものにしていくとか、そういったことがもっと必要かなという気はしています。ただ、本当に県も市もいろいろなところでこうやって男女共同参画を、女性の活躍というのをされているのもっともっと必要ではないかなと思うんですけども、そこだけをやっていくともっと頭打ちになっていくかなという気がしているので、もう少し盛り込んでいただけたらうれしいなと思います。

会 長：何か意見、いいですか。

県 側：地域につきましては、今委員がおっしゃっていただいたように、できるだけ市町村さんの協力を得て、例えば最終的に自治会さんと何らかの形で内容を情報共有するとかですね、そういったリアルな地域の間になるだけ活かせるようなそういうものを考えていければと思っております。もうひとつ企業向けにつきましては、実際に企業に戻ってからはなかなか活躍ができない、そういうことにならないように今回見直した後の形のひとつの案としましては、企業の経営者の方にもぜひ今検討しています研修の中に、あえて入っていただくということでこうした育成した自分のところの女性人材が帰った後もきちんと管理職になれるようなそういう自覚を持ってもらえるような仕組みを考えているところでございます。アドバイスありがとうございました。

委 員：私も今回これを見直すのは良いことだと思うんですよ。他県もですねこれと似たような事業結構やってまして、私も昔新潟女性何とかいきいき塾講師とかですね、秋田何とか塾講師なんかをやりました。これがだいぶ前なんですよ。要するに二十何年前とか十五年位前からずっと塾でなんかやっていくというのは結構やっていて、一定の役割はあったんですけど、だいぶもうパターンが尽きているんですよ。今特に女性で家庭を持って頑張っておられる方、非常に忙しいので、のんびんだらりとした研修、講習には出たがらないという傾向もあって、よ

り実践度の高いものにしていかないと難しいと思うんですよ。そこで、企業向けというかひとつ考えられるのは今、まだ企業も足りないで女性何とか向けの管理職研修とかたまにやるんですけど、「女性」と付くとなんとなく価値が低くなるんですよ。むしろ通常の研修の中で、一定程度の割合以上女性が出ているものに対して重点的に助成するとかですね。女性に何とかじゃなくて一定程度女性の参加率の高いものに助成していくような枠組みに変えられないのかっていうのがひとつです。そしてもうひとつは基本的に講演ものというか講習ものをやめて、昔に比べると融資してくれると言いますが、やはり融資となるといざとなると渋るところもなかなか多いので、資金面での活動助成に対して女性が中心的になっているものに関して重点的に応援するとか、もう少しこのいきいき塾の枠組みを抜本的に変えるような応援スキームにこの際、見直した方が私はより実効性が高くなるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

会 長：はい、どうぞ。

県 側：こういった人材育成をなぜ男女共同参画推進課がやるかっていうところなんですけど、通常のリーダーとしてのスキル、こういうものを学ぶということであれば県の中であれば商工部とかでやっても良いと思うんですけど、私どもといたしましては男女共同参画、この考え方というのをしっかりと学んでいただいた上で、その上でリーダーとなっていただくというところが、うちでやる意義だと考えておりますので、そこが非常に担保できるということであれば、今委員がおっしゃったように例えば男女変わらず、女性に特化しないような形でもやり方はあるのかなと考えております。その点については、今後検討の材料だと捉えさせていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございます。

会 長：それと私から。これは企業の人を呼んでということよりも、企業も特に女性に特化して凄い教育システムをやっているんですよ。これは企業独自のやつもあるし、それから日本の企業のモデルをみたりしてやっているんで、逆に県の関係者が、企業のそういう教育に入ってやってみると。安川電機では、女子中学生を招いて理系の職場やものづくりの現場を紹介する体験型イベント『ガールズデー』を年に1～2度開催し、ロボットを使って産業用ロボットのプログラミングし、実際にロボットを動かす等専門的なことをします。そういうのを担当の方が経験するというのも良いのではないのでしょうか。しかし、これは企業の例ですので、どこまで参考になるか分かりませんが、そういう方法もあるかと思うんですよ。

県 側：研究させていただきたいと思います。

会 長：他にございませんか。ないようでしたらこの件は終わりますので次に移ります。

事務局：続きまして、「私立高等学校英語力向上支援事業」についてでございます。私学振興課から説明させていただきます。

(県側説明)

③ 私立高等学校英語力向上支援事業

会 長：ありがとうございました。この件につきまして、何かご質問やご意見はございませんか。

委 員：このイングリッシュキャンプ自体は県内の公私立高校生が対象と書かれていますが、事業名として私立高等学校となっています。これが何故か教えていただきたい。

県 側：私立学校を所管する課でございますが、事業を最初に考えた時は私立学校を対象として事業を行うことを考えていましたが、やはりコミュニケーション能力を高めていくということは公立学校も同様に課題でありまして、事業をやっていく中で公立私立関係なく参加を求めていくというふうに考えて、実際は公私立の生徒を参加者として認めています。

委 員：もう一点よろしいですか。今後大学入試制度が変わり、外部資格等が入試判定に用いられていくなどの変化の中で、特定の子ども達に絞って語学力の向上を図っていくことの妥当性など、今後の大学入試制度改革との関係の観点からどのようにお考えか教えていただきたいと思います。

県 側：入試制度は平成32年度から変わる中、全体の底上げというのも確かに必要だと思っておりますが、私立学校の場合、それぞれ学校の運営方針で英語に力を入れているところもありますし、そうでない、例えば不登校の生徒をたくさん受け入れてやるようなところもあります。私立学校全体として英語の底上げのために何か事業をするというのが中々難しい状況もございますが、こういったものを希望する生徒に限定してこのような事業をやっていますが、32年度に向けて全体の受験制度改革にどのように対応していくのか、それは今後引き続き検討していかなければいけないと考えています。

会 長：いいですか。他にございませんか。

委 員：似たようなことになるのですが、大学も相当文部科学省から言われているのです。まず成果指標で本人が思った、高まったと回答してくれるので許してくれたら嬉しくてたまらないのですが、普通 TOEFL や英検何級が増えた、増えないといったことや、もっと英語の実力がどれほど増えたというのを実測しないと、成果が出たとはカウントされないのです。実際問題、半年留学しても行った直後は英語の点数は高いのですが、何もしないと大体3ヶ月くらいで元に戻るという状況になっていて、きっかけづくりをちょっとやって、その後英語の学習力がずっと続くような生易しい状況ではなくて、しかしその中にご指摘があったとおり、小学生含めて英語一部必修化で受験科目にも英語が入ってくるので、要するに構造的に英語の実力を付けていけないといけない、その支援をしなければならないという状況で

すよね。だから県が何十人か集めてちょっと4泊5日疑似体験をして遊んでいるような時代ではないというふうに僕は基本的に思うのですが。事業を続けるかどうかは別に、抜本的なスキームの見直しや抜本的な英語力の改善に関する成果指標を作るなりして対策を打つべきではないかと私は思うのですが、いかがですか。

県側：確かにおっしゃるとおりだと思います。小中高通じて英語のレベルを上げていく必要はあると思っています。小中学校は義務教育課が所管していますので、教育庁とも色々話をしながら全体としてどうレベルアップを図っていくのか、そういったところは検討していく必要はあるということで考えていきたいと思っています。

会長：よろしいですか。他にありませんか。

委員：私も出口がどのあたりを目指しているかわからないなと思ってまして、集める方も前は3級から2級だったというくらいの人をもう少し絞り込んで準2級から2級にしたのですね。だからある程度できる人を4泊5日で集めるということで、反対にチャンスの無い私立高校にということであれば、そこまで絞り込んでいいのかと、目標達成のために子ども達を絞り込むというのがいいのかなど疑問に思いました。反対に底上げが必要な、もう少しで底上げができるという子を入れるのだったら、4泊5日のあとのフォローがあるような仕組み作りをするとかですね、ちょっと出口がよくわからないなという気がしたのですが。

県側：1年目は確かに3級程度以上ということでやりましたが、そうすると3級の子に合わせると2級の子が物足りないし、2級の子に合わせるとやはり3級の子がなかなかついていけないということで、絞ってレベルの高い子を更に伸ばそうということで絞ったのですが、確かに底上げについてどうするかというのは検討していく必要があると考えています。

委員：先程5人に1人というタイプに変えたとおっしゃっていたので、私達も似たようなやり方で行かせているのですが、自分の力がある人は自分で留学をするので、私達は低い方の子に合わせてやろうと。その代わり手を挙げた子全員を連れて行く決めてやっているんですね。それで5人に1人だと、できる子はできる子のグループで、真ん中は真ん中でクラス分けが割としやすいので、せっかく変えたのだったらそういったところを活かした方がいいんじゃないかと思ったのですが。

委員：うちも似たようなことをやっていますね。

会長：企業も係長だったらTOEIC400点とかそこで落ちるからね。

委員：そうですね。厳しいですね。世の中ね。

会長：少し高い目標を意識しながら費用をかけないと、やってますということだけでは。

県側：ご意見は参考にしながら検討していきたいと思っています。

会長：他にございませんか。無いようでしたらその点を留意してご検討下さい。次にいきましょう。

事務局：続きまして、「小規模指導事業（地域における経営改善支援強化事業）」についてで

ございます。中小企業振興課から説明させていただきます。

(県側説明)

④ 小規模指導事業（地域における経営改善支援強化事業）

会 長：ありがとうございました。この件につきまして、何かご質問やご意見はございませんか。

委 員：県内の4地域に専門家による窓口を設けているということですが、年間どれくらいの相談件数があるのですか。

県 側：28年度ですと、延べで956社、1,294件の相談に対応しています。

委 員：これは主に福岡、北九州という感じなのですか。

県 側：地域ごとの資料が今手元に無いのですが、基本的に企業の数は福岡、北九州が多いのですが、それぞれの方でそれなりに相談には来られていると聞いています。

委 員：色んな支援機関がたくさんあって、それぞれに皆さん専門家の方を置いていますので、県としてもあえて専門家を置く必要があるのかなと思っていたのですが、今お聞きしたら結構相談件数もあるのかなと。

県 側：それにつきましては、例えば福岡商工会議所さんや北九州商工会議所さんのように足腰が強いところは自分のところで専門家を抱えることができるのですが、中には小さい商工会議所や商工会もありまして、そういったところのために4つ拠点を置いて、そこに常時専門家を置いているという感じになります。

会 長：よろしいですか。他にございませんか。

これですね、北九州の場合は確かに指導員がいて、商工会議所の場合は会員の入会金で経営されているところが大分あるんですね。結局相談に来た人で、上手くいきそうな人は商工会議所に入会していただくのです。その結果、資金援助や労災保険の掛け方などを指導したらまたそこで上手くいくということで、そこで上手い循環ができるのです。これをやる時はそういうところまで、県の分が商工会議所と別だったら、そういうところまでされているのですか。

県 側：役割分担の話になりますと、基本的には一時的に事業者の皆さんに助言、指導、あるいは共済の話をやっていたのは商工会議所であり商工会さんであると考えています。この支援協議会の役割というのは、北九州商工会議所の場合は実際にあまり無いのですが、そこだけで解決できない難しい問題というのがあるのですが、そういったところをこのネットワークで解決、対応することでそれぞれ作っている感じになります。

会 長：専門家がいますか。

県 側：中小企業診断士の方などを。

会 長：県で確保しているわけ。

県 側：はい。

会 長：保険の代理店機能みたいなものを持っていわゆる労災や税務処理、財務処理はそこまで。

県 側：それらはそれぞれ商工会議所、商工会さんでやっていただきます。支援協議会自体はネットワークでありまして、支援協議会自体で置いているのは。

会 長：事例を回す。

県 側：そうです、支援協議会の方が受けて、地域の話なので商工会議所や商工会へお願いしますという場合もあります。

会 長：そうですか。他にございませんか。

委 員：もともと福岡県の商工会議所、商工会は一生懸命やってこられた経緯があるわけですが、大きい構図でいうと、分権の時に経産省が補助事業全部を自分達の出先と商工会に引き上げたので、やはり使えるツールが無くなって、非常に役割分担や効果的な指導というものが難しい局面になってきていると思うのです。そうした中で今回のこの事業を見させていただくと、平成28年度決算と平成29年度予算がずいぶん違うのです。僕の今のイメージは平成28年度決算に近いという状況の中でやっているというイメージなのですが、29年に随分増えているのですが、これはどういう中身になっているのですかということと、今の話にもありましたが、基本的に一時的なことは商工会でやれるので、やはり県として存在意義といえますか役割は効果が上がっているところからすると、どんなところでこれが一番効果があがっているのか。中身を見るとこれは全部セット商品になっていて、セミナーやったり相談したり商談会やったり、これらは全部ワンセットでこの中に入っているのです、この事業の中の効果が比較的上がっているところはどこなのかということをお教えいただきたいのですが。

県 側：まず、この支援協議会の支援の考え方にも繋がるのですが、それぞれの1つ1つの商工会議所、商工会、市町村単位、ある程度広域でやるのが有効な事業、例えば商談会や物産展というのはそれぞれの商工会小さいところ1つでは当然できませんので、これは県内の地域支援協議会が協力して全体で商談会を構えたり、物産展をやったりしています。その意味で広域的に開催する商談会の商談成約件数をやる回数というものを1つの目標に掲げています。もう1つ力を入れているのは先程少し説明しました重点支援企業という考え方でございまして、こちらは地域の商工会議所、商工会さんを中心に、地域の中でやる気があって、他の先行モデルとなりそうなものを推薦いただいています。そこに対して商工会だけでなく、金融機関や色々なところが重点的に支援を行って先行モデルを作る。その先行モデルを普及することで県内全体の中小企業に広げていくというのが一つ取組みの中心になっていまして、こちらが2つめの目標、成果指標に掲げているものでございます。

委 員：先行モデルに対して、県は何をしてくれるのですか。

県 側：例えば、県自体が持っている補助金の活用やデザインの活用といった県の事業がありこれも使えますし、商工会議所でしたら国の補助金の獲得の支援をやりますし、あるいは事業計画の策定についても助言をしたり、専門家を派遣したりやっています。ながれとしては、事業計画を作っていただいて、その計画に基づいて実際にやる時に補助金が必要でしたら申請をしますし、策定支援しますし、あるいはデザインが必要な時はデザインの人を呼んだりしています。これを1社に対して一気に支援をして先行モデルを作るといった感じで行っています。

会 長：それは商工会議所もやっているから、ダブルブッキングにならないようにだけ気を付けた方がいいですよ。特に今、地方創生で国は地方の商工会議所に凄く緩いんですね、すぐに支援がきます。それがまた成功事例がたくさんあるので、起業はどんどん増えるということになるので、その辺は景気が良くなる一つの現象になるのですね。逆に今やっている方々がなかなか上手くいかない。そこをもっと嵩上げしないといけないのが商工会議所なんだけど、そこを注意してやられた方がいいですね。

県 側：わかりました。なるべく支援が被らない様に。あと予算についてですが、28年度は国の交付金を活用させていただく関係で27年度に前倒しして補正をして予算取りした経緯がございますので、実際の予算額としましては29年度の当初と28年度に使った予算はほぼ同じくらいになります。

委 員：28年度の方が小さい。

県 側：はい、小さく見えます。前年度の補正予算で立てていますので、当初予算に入ってくる予算が少ないということです。

会 長：よろしいですか。ではこの件はこれで終わって次に進みましょう。

事務局：続きまして、「いただきます！福岡のおいしい幸せ」県民運動強化事業についてでございます。食の安全・地産地消課、園芸振興課から説明させていただきます。

(県側説明)

⑤ 「いただきます！福岡のおいしい幸せ」県民運動強化事業

会 長：ありがとうございました。この件につきまして、何かご質問、ご意見ございましたら。

委 員：学校給食協議会というのはどこの地域でも存在しているんですか。

県 側：市町村でできているところとできていないところがあります。今60市町村のうち協議会があるところは31でございます。

委 員：大刀洗ですが、それでこの地産地消ということでやってきたんですけど、学校給食の場合、なかなかうまくいかないですね。

県 側：私どもの方もひとつあるのは、学校給食はどうしても一食あたりの単価というも

のがありますので、やはりどちらかというセンター方式ではなくて自校式の学校で調理して子どもたちに出すというところの方が取組みが進んでいます。

委員：うちは自校なんですよね。4つ小学校と1つ中学校でね。ですから、きつとうまくやれると思ったけどなかなかうまくいかないですね。

県側：恐らく協議会があるところの方が、こういう取組みは進みがちなんですけども、ないところでも学校給食への取組みが結構進んでいるところも、例えば赤村さんは協議会はないんですけど、学校給食を直売所と直接ですね、学校の栄養士さんと話す場があって、それでどんどん入っているというような事例もありますので、そういう事例を私どもの方としては市町村とか協議会があるところには情報提供したりとか、うちの方で事例集とかもまとめて、そういうのを提供しながら取組みを進めませんか、という活動を行っております。

委員：分かりました。

会長：他にございませんか。

委員：2つ質問なんですけども、1つは先ほど自校での調理の場合は割と福岡のものを使っているというような感じですかね。それで、そうだとしたら例えば委託業者が、話が脱線しますがこの前も福岡での学校の給食に委託業者の異物混入があって報道でも大変なことになっていたじゃないですか。基本的にあれはちょっとどうかと思うのですが、例えば委託業者で使っているところが福岡県産のものを使っていないところが多いのだとすれば、最初に委託をするときの業者の選定の時点で福岡のものを使って下さいというような、そういう業者をあらかじめ選んでいくというのがひとつの方法ではないかなと思うので、もしかしたらもうされているかもしれないのですが、それがひとつお願いしたいなところと、あと、もうひとつ質問なのですが、応援ファミリーの登録者数が今減っているというか、伸び悩んでいるというところで、先ほどおっしゃったのが委託業者に頼んでいらっしやったのを自前でということだったので、それって予算を削って自前に変更されたのだらうと思うんですけど、それってどのくらいの予算を削られて、今現状伸び悩んでいる数字なんだろうなという、ちょっとそこが、もし分かれば。

会長：分かりますか。

県側：もともと国の事業がありまして、その事業が活用できていたのですが、その事業自体がもうなくなってしまいました。県の持ち出し分は全然なくて国の純然たる事業費で数千万円位できていた部分です。そのころは、あらゆる場所でキャンペーンというか、イベントごとがあったら張り付けてしてもらっていたのですが、どうしても職員で、となりますと、その改善としてはできるだけ大きなイベントとか、先日も農林水産まつりを天神中央公園で、あいにくの雨でしたけど行いまして、そういうたくさん人が集まるようなところを活用しながら、それと



食育のイベントとかそういうのに関心のある方が応援ファミリーに入ってもらえると思うので、そういうところに行きながら伸ばしていきたいというふうに子どもは考えております。できるだけ伸びるように頑張っております。

会 長：よろしいですか。

委 員：実は私応援ファミリーに登録をしているんですが、イオンでやっていた時に呼び止められたのですが、それで一度、農林漁業体験ツアーに参加させていただいて凄く楽しかったのですが、安くて楽しくて。やはり子どもがいる家庭には向いているなと思ったのですが、ただ伸び悩むのも分かるなというかですね、結構地味なメールで来るんですけど、これはやはり学生とかのネットの使い方を見てるとだいぶ古っぽい感じがするかなと思ったので。お金のかからないやり方で、やっていることはとても面白かったのですが、もっと皆さんに違うやり方で、登録というのは一種の囲い込みみたいなやり方なので、違うやり方でなさっても良いのではないかとは思ったんですけども。だから、目標値を登録者数にするというのは、当然伸び悩むのは、やはりそういうテクニックだから正直なところ仕方ないのではないかなと、なので、別のやり方で目標値を設けられても良いんじゃないのかなと思ったのですが。

会 長：よろしいですか。

県 側：貴重なご意見ありがとうございます。

委 員：私も大きな流れはこれで良いと思うのですが、特に農業産出額の大きい県というのはいずれも意外に大消費地圏が多くて、大消費地をそばに抱えていて、そこで手堅く消費者を捕まえないと農産物が捌けないと。愛知県もそうですし、茨城県もそうですし。そういう意味ではこの地産地消ですとか県民運動強化を行うというのは良いと思うのですが、その一方で農産物は遠くに持っていけば持つほど高く売れるということもあるので、要するに本音で言うと高く売れるところに持っていくということもあるので、どこまで全体的に強化していけばよいのかというのは、全体のバランスの中で考えなければならぬと思うんですね。それでその中で僕が興味深かったのは、花きの話ですよ、お花。あまり花きは聞かなくて、それでしかもどっちかというとお花は特にそのシーズンになると、そばでもいっぱい咲いていると全然商品価値なくなってきましたよね。だから、あれ基本的に北のものを南に持っていくのかな。

県 側：そうですね。品目によって東北に向けた花の種類と暖地に向けた花がありますので、日本中行ったりきたりしています。

委 員：花きって本当に地産地消意味あるの。素朴に言うと。

県 側：福岡県の場合、生産が非常に多くて全国第3位なんですけど消費が47都道府県中下から2番目なんです。これだけ生産されている県なのに使われていないというのが一番大きな問題でして、そのためこの事業を。

委員：ただ、花きの自己消費比率って他の農産物に比べて凄く低いんじゃないの。だからいくら福岡だけで使ったって福岡県の花って変わらないんじゃないの。お米は福岡で食うかもしれないし、牡蠣も福岡で食うかもしれないけど、お花は違うんじゃないの。カーネーションいくら買ったって、カーネーションほとんど作っていないって感じだよね。本当に地産地消に役に立つかな。

県側：花の場合は非常に生産農家数が限られておりまして、カーネーションであれば生産農家数が5戸、10戸位しかありません。

委員：いや、僕が言っているのは地産地消、あんまり花はこだわらなくてもいいんじゃないかと思って。外に出すのに力点を置いた方が効果がありそうな気がしましたけど。

会長：分かりますか。

県側：今、直売所等での販売が、県内の大きな直売所でみると伸びているという状況がありまして、もっと売れば県内の方に買っていただけるのではないかという思いがありまして。

会長：よろしいですか。それでは、この件はこれで終わらしましょう。その次お願いします。

事務局：続きまして、「女性農林漁業者の活躍促進事業」についてでございます。経営技術支援課から説明させていただきます。

(県側説明)

#### ⑥ 女性農林漁業者の活躍促進事業

会長：この件につきまして、何かご質問、ご意見ございませんか。

委員：ひとつ教えていただきたいことだけなのですが、だいたい女性は何歳位の方が起業家として。

県側：年齢としてなかなか申し上げにくいのですが、だいたい女性の方々が自分で経営をやるというのが親御さんから経営を引き継ぐ段階ですので、子育てが一段落して、それからですので、40代から50代位からですね。上はもう少し実際やられている方はいらっしゃいますけども、始めるのはそのあたり位からだと思っています。

委員：元々一次産業分野は女性の就業者比率が高いので、そういう意味では女性活躍は昔から進んでいるんですけど、結局内部労働力として活用されて、脚光を浴びないというか、本来の労働に正当な賃金評価がされていないということは随分言われていた訳ですよ。したがって起業化もそうなんですけど、今農業全体で見ると法人化を支援することで、女性就業者も要するに被雇用者、雇用者問わず働きやすい職場ができるということを考えると、支援の対象も起業化じゃなくて法人

化ですね。それと女性を絡めて支援の対象にするということもありえるように思えるのですが、その点はいかがですか。

県 側：今ご指摘いただきましたけども、おっしゃるように女性というのは内部労働力として、つまり専従者としての位置づけが非常に高かった訳ですけども、法人化につきましては、この事業ではなくて別の係で法人化推進というのを別にやっております、実際法人化を進めるにあたっては、実際は法人化というのは集落営農組織の水田の法人化以外に園芸とかの法人、個人の農家の方が法人にされるときは大概のところをご主人が当然親から土地等を引き継いでいますので代表になられて、それから奥さんが役員、専務とか常務とかになられて、内部で活躍される分は割と多いのは労務管理、それから経営管理、ただ経営管理はいずれ専門家の方へ移譲されますけど、雇用管理で例えばパートさんの面倒とか、そういうところではかなり活躍されているのでそういう視点は大事だと思っています。今回は、この事業の中では女性の活躍の仕方は色々あると思いますし、そこは自分で我が家の経営の中で、新たに自分で管理できる部門を作りたいということで業を起した方の支援の分として事業として組み立てております。だからまた別の分では我が家の発展をどうするのかは別事業ですね、それはいろいろ考えているものもございます。これはひとつの経営の発展の過程として、我が家の例えば自家生産物を使って加工にいたり、直接販売にいたり、その分を女性が担われていますから、経営としては例えばその分だけで法人化をされたりしてる分は、完全にその方が経営者としてやられている事例もございますので、ですから新しい経営の中のひとつの部門として独立する形でやっていきたいという方の部分の支援でございます。

委 員：この事業、厳密に言うと、ここの事業でいっている起業というのは何を指していて、どこまで支援してくれるスキームになっているんですか。

県 側：起業といいますのは、一番多いのはやはり加工販売をされる方もありますし、それから直接販売をされる方ですね、それから起業としてカウントしている分にはそれ以外にも我が家の経営の新たな部門、例えば生産部門で品目を分けて、全く自分の経営にするという方も一部いらっしゃいます。それから今回は、起業家育成等ですね、主に中心に置いていますのは事例として多い加工とか販売の方を中心にこの部分は事業として組み立ててはおります。

委 員：厳密に定義してないってこと。

県 側：定義は、起業の定義としては女性が自分の所得といいますか、収入に入る部門をしっかり持つというものを起業として位置づけております。これは、国の調査の方と合わせているところでございます。

委 員：それに対して支援はどこまでしてくれるんですか。

県 側：支援はですね、まず最初のベースとしましては、我が家の経営発展をどうするか

というビジョンを作るというのは別事業ですけども、我が家の経営を将来どうしたいというビジョンをまず作っていただくということをやっております。

委員：策定経費を支援する。

県側：いえ、そうではなくてそれは研修ですね。

委員：研修。

県側：ですから、これは研修をやってビジョンを作って、実際それで計画を元にもっと具体化したいという方がここでやる起業家育成塾で専門の例えば加工であれば食品衛生法とかですね食品表示法とか色々専門的な部分がございますので、そういうところの勉強をしてもらって本当に起業しますという時に手を挙げていただいた方に次の商品の改良とか試作品作り、それから例えばオープンとか乾燥機とか冷凍庫とか、そういう専門機器、これについては補助事業として助成しているところでございます。

会長：そういうのは、農協とかはそういう機能ないの。

県側：農協さんですか。農協さんは基本的には女性部の活動として地域活性化という面もありますけども、業として起す分には地元の生産物を集荷して、しっかりロットを作って送るとというのが農協の販売機能ですので、個別のですね。

会長：農協にはそうした機能しかないわけ。

県側：主にそちらの方が中心ですので、女性部としてそういう分の支援はしておりますけども、こういったまとまった受講をするとか、例えば本当に必要な機器の整備とかをやっているところはまだ聞いたことはございません。

会長：今聞いていたら早い話が商工会議所みたいなのが農業にあると、そういうのが広がるね。

県側：そうですね。ただ、人によってはある程度業が非常に進んできて、販売が多くなってくると、農業だけではなくて当然他産業の方々とも交流がありますから、商工会と付き合い方も。

会長：北九州では今度農協に参加いただいたんですよ。珍しい事例なのですが、農協が商工会議所のメンバーになったと。そういう指導を県がするのも良いのだけど、本当に商売としてできるとか、その女性の労働価値を本当に収入にしようとかいうのは、やはりそういう面でいったほうが今、話を聞いていたら良いような気がしてきましたね。商工会議所に入ってもらっても良いんですけどね。例えば商工会議所で地産地消でやっている、この前もお話ししましたが、北九州の場合若松の個人で無臭に近いんにくを育てるというのをやっている人、早速北九州に入ってもらって、今みたいに安川電機から機械化の指導に行って、そしてうまく事業にすると、これはひよっとしたらうまくいきそうなんです。それもまあ、農業は農業ですよ。そういうのを女性に特化してやると。

県側：県が支援する役割というのは、まだまだ農村は閉鎖的な部分もございますので、

その中で女性がまず一歩足を踏み出すという部分にどこまで背中を押してあげるかというところだと思いますので、ある程度うまくいきましたら自分で走っていかれますので、特にその最初のスタートのところを県の方である程度支援をしていきたいと思っていますところ です。

会 長：他にございませんか。ないようでしたらこの件はこれで終わりたいと思います。  
事務局：続きまして、「ふくおかの天然魚販売促進事業」についてでございます。水産振興課から説明させていただきます。

(県側説明)

⑦ ふくおかの天然魚販売促進事業

会 長：はい、ありがとうございます。本件につきまして、何かご質問、ご意見ございませんか。

委 員：先ほど「いただきます！福岡のおいしい幸せ」県民運動強化事業っていうので、福岡の食の応援ファミリーで登録された方にメールを送っているということなので、「地魚応援の店」でタイアップして、今キャンペーンやっていますので来てくださってというようなキャンペーンをやったりしても面白いんじゃないかなと。

県 側：先日新聞にも載っておりましたけども、今年の10月28日、29日に天皇、皇后両陛下をお迎えして全国豊かな海づくり大会というものを福岡で開催していただきました。それに先立って9月、10月に「福岡の魚フェア」という地魚応援の店の80店舗が参加して福岡の魚を使って色々な料理を各店舗で出していただくというような取組みをやっておりました。その取組みの内容は先ほどおっしゃいました応援ファミリーの方々にもメールでお知らせして、来店を呼びかけ、まあそれぞれの取組みを有機的につなげているところではございます。

会 長：よろしいですか。他にございませんか。

委 員：このお話の中で、いわゆる地魚応援の店の方にとって色々なメリットがあるというのは伺えるところなのですが、漁業者さんにとっては先ほどご指摘があったように南風泊とか呼子で水揚げをしてそれを東京に持って行って売るのがメリットが大きいという判断をされて、そういう取組みをされているケースもあるのではないかと思います。漁業者にとってのメリットというのはこの事業に関してどのようなところになるんですか。

県 側：長浜の魚市場を含めて県内で消費される魚のうち、福岡県産魚の割合はだいたい2割から3割でございます。福岡県は非常に消費力が高い街です。そこで、より飲食店に福岡県産魚を仕入れていただくことで、市場での競り値は上がってまいります。ですので、漁業者にとっては高く売れ、飲食店にとってはそれが誘客に

繋がることとなります。また、消費者に色々なアンケートをとりますと、地元の魚が食べたいとか旅行者も地元の魚が食べられる店の情報が欲しいといった需要がありますので、この取組みは3者にメリットがあるものと考えております。

委員：はい、わかりました。今、北九州地域では連携中枢都市圏の枠組みを使って、いわゆる販路の拡大という意味で東京交通会館にマルシェを開いて売ったりだとかの取組みをやっていますが、確かにそれはあくまでも販売側の方であって、生産者側といいますか漁業者さんにとっての取組みということになると、やはり市町村では少し難しい部分もありますので、県が取り組まれる意義が大きいと理解してよろしいのでしょうか。

県側：この事業は県内での消費を拡大するため、もしくは単価を上げるための取組みでございます。もう一方で、おっしゃいましたようにトラフグ等は県内もしくは東京で高く買っていただいた方が良いというものもありますので、例えばトラフグとかは東京向けの販売ルートを開発していく、もしくはだいたい流行ってきていますけども牡蠣小屋なり直売所とかで、地元で売っていく、それぞれのルートに合った水産物、それを組み合わせることで全体の底上げをするということが重要と思います。

会長：ただど考えようによっては地元でとれて地元で消費すれば、そっちのほうが良いわけでしょ。

県側：はい。

会長：ところが関東とか関西が高く買うと。それを防ぐ必要っていうのはないという考えですか。

県側：はい。私どもはもちろん県内に水産物を提供するというに加えて、漁業者の経営が継続的に成り立つようにすることが重要な役割でございます。ですので、同じ値段で売れば県内で、非常に高い値段で売れば海外を含めて域外に出していくというのは取るべき手法と考えています。

会長：他にございませんか。ないようでしたらこの件はこれで終わって次に移りたいと思います。

事務局：続きまして、8件目です。「子どもと女性の安全対策事業」についてでございます。警察本部捜査第一課、生活安全部子ども・女性安全対策課、生活安全総務課から説明させていただきます。

(県側説明)

#### ⑧ 子どもと女性の安全対策事業

会長：ありがとうございました。この件につきまして、何かご質問やご意見はございませんか。

委員：防犯カメラというのは1台どれくらいするのですか。

県側：機種にもよりますが、1台100万から40万ですね。システムでスタンドアローンといいまして1台で設置するものや何台も設置して一括で管理運用する、システムの機能の差でかなり1台の費用も変わってくることになります。安くて1台で運用するなら40万程度でございます。

会長：今、県下でおおよそ何台くらいあるものですか。

県側：県警が管理、運用しているのは132台ですが、自治体や各地域でそれぞれ運用しているものがあります。それらが2200台ほどあります。

会長：マンションや駐車場にある台数は別ですね。

県側：それは入っていないです。

委員：まず防犯アプリなんですが、これは事故を未然に防ぐために若年層に向けてこういうアプリを使って、危険な箇所や何かあった時のブザー機能があるというアプリがスマートフォンで使えるということですか。

県側：そうですね。

委員：それに対して1つ思ったのが、若年層をどの年代で設定しているのかなと思ったのですが、先程中高生、大学生くらいの若年層が性犯罪の対象となるということが多いと思うのですが、中高生に携帯を持たせるかもしれない、スマートフォンを持たせるかといったら持たせない可能性があったり、私立の中学、高校ではそもそも学校に持ってきてはいけないという学校もあったり、スマートフォンを使うことで新たな犯罪に繋がる可能性があるのも、持たせたくないなという女子中学生、高校生の親御さんというのは多くないのだろうか。今、スマートフォンはあまり学生に普及しないといいますが、学校側も懸念していると思うのですね。そこで普及させない一方でスマートフォンのアプリを使って防犯アプリを活用しようというのは何かミスマッチのような気がしたのですが、その点はいかがなものでしょうか。

県側：そうですね、今の高校生以下といった若年層、また統計的に一番多いには10代、20代が当然多いのですが。そして有職者、働いている方ですね。当然時間帯も夜間に、発生時間帯も夜9時から深夜の2時台が多いのですが、それと今委員がおっしゃられた学生の皆様にそのような防犯啓発をするという分については、また別に学校にDVDなどを活用して、直接出向いて、そのような携帯電話の危険性を含めて教養も別な形でやっています。携帯電話を持っている有職者が多いというのは、委員がおっしゃられたものとはまた違う対象であるものですから、合わせた形で対策をとっているのが現状です。

会長：よろしいですか。他にございませんか。無いようでしたらこの件は終わりたいと思います。ありがとうございました。次をお願いします。

事務局：続きまして最後になります「DV・ストーカー対策事業」についてでございます。警察本部子ども・女性安全対策課から説明させていただきます。

(県側説明)

⑨ DV・ストーカー対策事業

会 長：ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、何かご質問やご意見はございませんか

委 員：このペーパーからは見えないのですが、相談窓口というのはストーカー、DVはかなり市町村にありますよね。そういうところとの連携体制はどのような仕組みを県警側が作られているのかということと、相談窓口は24時間365日常に、いつ飛び込んでくるかわからないというのがこういう事案だと思うのですね。その時に警察の対応窓口というのは、専門の非常に知識の深い方がいるとは限らないというケースがあると思います。それについての体制というのはどうなっているかということと、実態を表す指標がないということですが、前の事業は性犯罪認知件数が成果指標になっているのですね。なのでDV・ストーカーの事件の場合もペーパーをずっと見ていると認知からという言葉が出ているので、認知件数とかそういうことで成果指標を立てられないのかなと感じてみていたのですが、具体的に事件の件数を成果指標に持っていくとかですね。

県 側：指標のあり方につきましては、後ほど検討して参りたいと思います。24時間体制の話ですが、県警でも24時間体制を当然とっています。ただ、今年から人身安全当直といまして県警本部の中に当直があるのですが、それ以外に専門の当直を作っています、今2名体制で24時間していますので、例えば警察署やそれ以外の施設からそのような相談があったら、確実にすぐに本部に報告するような仕組みを作っていますので、夜中でも土曜日曜であろうと本部のところに相談があがってきて、そこである程度専門知識を有した職員から直接指導はなされております。それと最初におっしゃった関係機関との連携についてですが、女性相談所が主催する研修会というものがあっていますが、そういったところにうちの担当者が行きまして、年間数回研修を行っているところで連携は図っているところでございます。

委 員：連携というのはそういう趣旨ではなく、事件は地元で起きますよね、各地で。各地の警察署と相談窓口、別に警察以外の窓口がありますよね。そことの連携の仕組みといったものはどうなっているのかなとお尋ねしたのですが。

県 側：ケース会議というものはその都度警察署と例えば役場等との間で行われています。

委 員：事件が起きた場合は直に相談窓口が、危険性がある場合は警察に行ってくださいと話をしますよね。それは常時ケース会議を通じてできているということですか。

県 側：ケース会議の中でそういう体制はとれるようにしています。

委 員：もう1点、専門の指導員さんを置かれているということで、それはとてもいいこと



だと思うのですが、事件で相談を受けたら必ずこのケースは県警に繋がる仕組みになっているのですか。

県 側：警察署で相談を受けたら。

委 員：県警の守備範囲はすごく広いですね。そうすると常時事件が起きるので、例えば北九州で起きたら、小倉署の方が今このような訴えがあっているからといったら、どう判断したらよいか、アドバイスをしていただけるということですか。

県 側：警察署にはそれぞれ防犯担当の当直職員がいる場合もありますし、いない時もあります。そのような時でも本部の方で対応できるように、本部に専門といいますかある程度知識のある職員がアドバイスをします。DV・ストーカーについては24時間、全県で相談者が来ているうちに本部に報告して下さいという仕組みを作っています。

委 員：それはありがたいことですね。例えば昔は行っても、あんたが悪いやろと言って、反省せいと言われて返されて我慢していたことがありますが、そのようなサポート体制が整っていると、ありがたいと思います。

県 側：全国的に過去の色々な教訓を受けて、最初の認知の段階から関与して、しっかり対処しなさいとなっていて、福岡でも取り組んでいます。

会 長：専門の人が県全体で何人くらいおられるのですか。

県 側：県全体で子ども・女性安全対策課に課員は55人いるのですが、あとは少年課の方。

会 長：何人くらいいるのですか。具体的には。

県 側：少年のサポートセンターというところがあるのですが、そこうちの課員を含めて50人程度で、その中で1日2名体制の当直を回しています。その2名である程度の専門的なことは、初動など、認知を受けたらこのような対応をしなさい、この件はストーカーに該当するのではといった対応を。

会 長：人数的に結構忙しいですか。

県 側：そうですね。当直は毎日、夜間でも件数は10から20件、24時間で20件から30件近く毎日相談が挙がっています。ここでも書いていますが、年間でストーカーが1342件、DVが1873件と書いていますが、やはり3000件超えるくらいの相談が挙がっています。増えてきていますね。

会 長：全てが悪質というわけではないでしょうけどね。夫婦喧嘩で呼ばれることも。

県 側：もちろんありますね。ありますけど、その中でも緊急性があるものもありますから、こういった事業は非常にありがたいかなと思っています。

会 長：ご苦労様でございます。

他にございますか。無いようでしたらこの件はこれで終わりたいと思います。

これで全部終わったので、本日の審議はこれで終わります。皆様のご協力と時間内に終わることができましたのでありがとうございます。何か事務局の方で連絡事項がありましたらお願いします。

事務局：大変熱心にご審議いただきありがとうございました。本日も前回同様に委員の皆様からいただいた貴重なご意見やご指摘を踏まえまして、検証や工夫を行い、今年度のみならず来年度以降の事業に、有効で効率的な事業の実施に向けて取組みを進めてまいります。

それでは、本日の外部評価を終了させていただきます。

本年度の行政改革審議会につきましてはこれで最後となります。ありがとうございました。

本日も2時間以上にわたりましてご審議いただき、誠にありがとうございました。

以上で、29年度第3回行政改革審議会を終了させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。